

記者発表資料

発表年月日	送信枚数	発信元
令和3年10月7日	4枚 (本紙含む)	上郡記者クラブ事務局 担当：福井 TEL:0791-52-1111 FAX:0791-52-5172

令和4年度採用 上郡町職員の二次募集

(社会人枠)

■受付期間

令和3年10月7日(木)～10月29日(金)(平日 8時30分～17時15分)

※郵送の場合は、10月27日(水)必着

■募集職種

保健師…1名

調理員…1名

※採用予定人数は、変更することがあります。

■受験資格

保健師 平成3年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する(同免許取得見込みも含む)者。

調理員 昭和51年4月2日以降に生まれた者で、栄養士及び調理師の資格を有し、調理業務の業務経歴が3年以上の者。

■試験日

令和3年11月28日(日)

※時間、場所等は別途お知らせします。

■申込方法

受験申込書は役場総務課で交付します。郵便で受験申込書を請求する場合は、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(A4判が入る封筒)を必ず同封してください。(町ホームページから様式をダウンロードすることもできます。)

受験申込書に必要事項を記入の上、総務課へ提出し、受験票を受領してください。

郵送で提出する場合は、受験票等返信用封筒(長形3号の封筒に84円切手を貼り、宛先を明記したもの)を必ず同封してください。

■その他

社会人枠としておりますが、新卒者も受験可能です。

■問い合わせ先

部署：総務課 担当：山田

住所：上郡町大持278

TEL：0791-52-1111 FAX：0791-52-5172

さわやかに歴史と
未来の出逢うまち



上郡町

1. 採用職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
保健師 (社会人枠)	1名	保健師の免許を有する者(来春同免許取得見込者を含む)で、平成3年4月2日以降に生まれた者。
調理員	1名	栄養士及び調理師の免許を有し、調理業務(学校・病院・福祉施設等での調理業務)の職務経験年数が3年以上であり、昭和51年4月2日以降に生まれた者。

【注意事項】

- ・採用予定人員は、変更することがあります。
- ・地方公務員法第16条(欠格条項)の次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 上郡町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・卒業見込みの受験者が令和4年3月31日までにその属する学校を卒業できない場合や保健師免許取得見込者が資格を取得できない場合は、採用できません。

2. 試験の日時、場所、方法及び発表

試験は、次のとおり行います。

日時・場所	方法	合格発表
令和3年11月28日(日) 上郡町役場 ※時間は、別途お知らせします。	①検査(全員) 20分 公務員としての適正を把握するための検査を行います。 ②作文試験(全員) 90分 公務員として必要な知識及び表現力について試験を行います。 ③教養試験 (保健師) 75分 社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な言語能力・倫理的思考力について試験を行います。(60題 四肢択一) (調理員) 20分 実務作業を集中して行えるかを確認する試験を行います。(60題) ④口述試験(個別面接等)	12月下旬、受験者全員に郵送

※口述試験は、別日に実施する場合があります。

3. 合格発表から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。
- (2) 採用は、令和4年4月1日以降の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定の日から1年間有効となります。

4. 試験結果の開示

この試験の結果については、上郡町個人情報保護条例第15条の規定により、所定の書面で開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を持参の上、受験者本人が請求してください。

請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
不合格者	総合得点及び総合順位	各試験の合格発表の日から1ヶ月間	上郡町役場 総務課総務係

5. 待遇

- (1) 保健師の初任給は、高校卒＝月額 154,900 円、短大卒＝月額 165,900 円、大学卒＝月額 182,200 円で、職歴等のある場合は初任給調整があります。

また、調理師の初任給は、年齢によって決定します。

なお、給与改定等によって変わることがあります。

- (2) 諸手当は、給与条例に定めるところにより、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (3) 休暇は、年次有給休暇、夏季休暇をはじめとして、結婚休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、育児部分休業及び育児短時間勤務等の各種休暇等がありますので、安心して働くことができます。

- (4) 福利厚生として定期的な健康診断を実施しており、人間ドック受診の際の助成も行っています。

また、兵庫県市町村職員共済組合への加入により、年金・健康保険等が充実しており、財形貯蓄や貯金制度なども取り扱っております。

- (5) 研修制度は、職員一人ひとりが、求められる能力・伸ばしたい能力を自主的・主体的に身に付け、自らの適性を活かし、最大限に発揮できるよう重点的に実施します。

また、エルダー制度及びメンター制度により、先輩職員が新規採用職員を1年間サポートします。

6. 受験手続及び受付期間

申込書の交付	上郡町役場総務課（3階）で交付します。 <u>（町ホームページから様式をダウンロードすることもできます。）</u> なお、受験申込書を郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4版が入る封筒）を必ず同封してください。
申込に必要な書類	次の書類を上郡町役場総務課へ提出し、受験票を受領してください。 ア. 受験申込書、受験票（本町指定のもの） ※インターネットから受験申込書をダウンロードする場合は、必ずA4判サイズの白紙に黒色インクで <u>両面印刷</u> してください。 イ. 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書（調理員は除く） ウ. 最終学校の成績証明書（調理員は除く） エ. 受験資格に記載された各免許の写し（ただし来春保健師免許取得見込者は除く） 以上のほか オ. <u>郵送で受験申込書等を提出する場合は、受験票等返送用封筒（長形3号の封筒に84円切手を貼り、宛先を明記してください。）</u> <u>※受験に際しての提出書類は返却いたしません。</u>
受付期間	令和3年10月7日(木)から同年10月29日(金)まで（平日の午前8時30分～午後5時15分）受付をします。 ※郵送の場合は、10月27日（水）必着

7. 問合せ、申込書等の送付先

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町役場 総務課総務係

TEL : 0791-52-1111（内線 332）

FAX : 0791-52-5172

E-mail : soumu@town.kamigori.lg.jp